1991年
3月号 March
No.423

広報おおず

— Since 1956 —

市民のうごき

平成3年1月31日現在

人口	39,628人	（＋4）
男	18,851人	（－1）
女	20,777人	（＋5）
世帯数	13,051世帯	（＋2）
面積	240.99平方キロメートル	

平年3年3月1日発行　発行　大洲市役所　編集　企画情報課　〒795　大洲市大洲690－1　☎24－2111

なつかしの大洲②（肱川暮色・上）

"大洲肱川　鮎は瀬をのぼる　流す筏は　瀬をくだる
下へ下へと　筏を流す　流す枯木に　花が咲く
わたしゃ筏で　流れて出たが　板にひかれて　舟となる"

肱川の舟運が最盛期であった明治末期から大正初期にかけて、肱川を下る筏師たちの間で口ずさまれた"筏流し歌"の一節です。

当時、上流で切り出された松・杉の杭木や長材などは筏で流し、農産物や雑貨などは帆掛船で運んでいました。筏師や船頭たちの生活には危険も多く、それを乗りこなす技を誇りとしていたようです。それだけに、船頭や筏師の仲間はみな知り合いで、酒場でけんかをした仲でも、火急の場ではお互いによく助け合ったといいます。

冬でも、わらじがけにシャツ、ふんどし姿で川に入り、腰まで水に浸って舟をひいた船頭たちの勇姿も、今はもう見ることができません………。

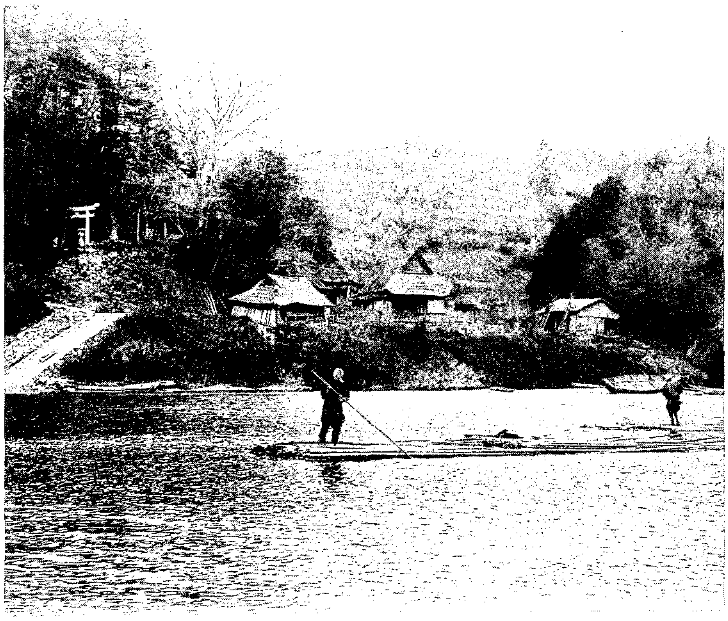

▲筏流しの風景（明治末～大正期・住吉神社前）

▲肱川を上る帆掛舟（明治末～大正期）

今月号の主な内容

○なつかしの大洲…………P1
○すませましたか？………P2
　税の申告
○国道56号大洲道路………P3
　一部供用開始
○愛媛県議会議員選挙……P3
○異動シーズン……………P5
　手続きを忘れずに

すませましたか？　税の申告

期限は３月15日

市県民税

市県民税の申告は、皆さんの税金を計算するための重要な資料となります。平成三年一月一日現在大洲市に住所のある人で、申告義務のある人は、三月十五日までに申告してください。

◆申告義務のある人◆

○平成二年中に、給与所得以外に営業・農業・家賃・配当などの所得があった人

◆申告の必要がない人◆

○所得が給与所得だけで、ほかには所得がなく、事業所から給与支払報告書が市に提出されている人

○所得税の確定申告書を税務署へ提出する人

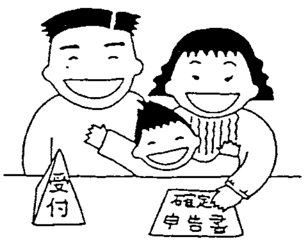

◆申告に必要なもの◆

○社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の領収書か証明書

○医療費控除を受けるときは、医療費の領収書か証明書

○印鑑、その他控除に必要な書類

※なお、自主申告をする人には、地区へ申告書の用紙をお届けします。詳しくは、税務課市民税係までお問い合せください。

☎㉔２１１１内線２４６・２４７・２４８

税務署から

◆納税は期限内に◆

平成二年分の確定申告は、三月十五日で締め切られますが、確定申告による所得税の納期限も、同じく三月十五日となっています。期限内に納税を済ませるようにしてください。

また、振替納税を利用している人は、指定している預貯金口座の残高を確認しておいてください。

納税期限を過ぎますと、未納となっている税額に対し、年一四・六％（五月十五日までは年七・三％）の延滞税がかかります。

なお、一度に納められないときには、確定申告で納めることになる税額の二分の一以上を三月十五日までに納め、残りの税額は五月三十一日まで延納することができます。ただし、延納期間中は、延納する税額に対し年七・三％の利子税がかかります。

消費税の申告と納税

昭和六十三年中の課税売上高が三千万円を超える事業者（課税事業者といいます。）は、平成三年四月一日までに平成二年分の「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出し、その消費税額を納付してください。

なお、「消費税確定申告書」には、**簡易課税用**と**一般用**の二種類があります。

①昭和六十三年中の課税売上高が、五億円以下の課税事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している人は、「消費税確定申告書（**簡易課税用**）」を提出してください。

②（①以外の人）昭和六十三年中の課税売上高が五億円を超える課税事業者、簡易課税制度を選択しない事業者又は還付を受けようとする事業者は、「消費税確定申告書（**一般用**）」を提出してください。

※詳しくは大洲税務署まで。

☎㉔３１１５

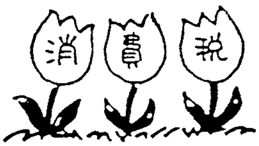

今月の納税

国民健康保険税６期

納期は４月１日です。

市民交通傷害保険

受付開始
３月１日〜

平成三年度の「市民交通傷害保険」の受け付けが、三月一日から始まります。区長さんを通じて各世帯に申込書を配布しますので、万一の事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

◆加入資格◆

市内に住んでいる人、又は、市内に通勤、通学している人。ただし、一人一口に限ります。

◆保険料◆

一口四百八十円（中途での申し込みは、月額四十円で計算）

◆期間◆

平成三年四月一日から一年間

◆支払われる保険金◆

自動車、自転車、オートバイ、列車などが原因で発生した交通事故に対して支払われます。五千円（一週間未満のけが）から最高百万円までです。

詳しくは、総務財政課交通安全係へお問い合わせください。

☎㉔２１１１内線２３１

大　洲　道　路

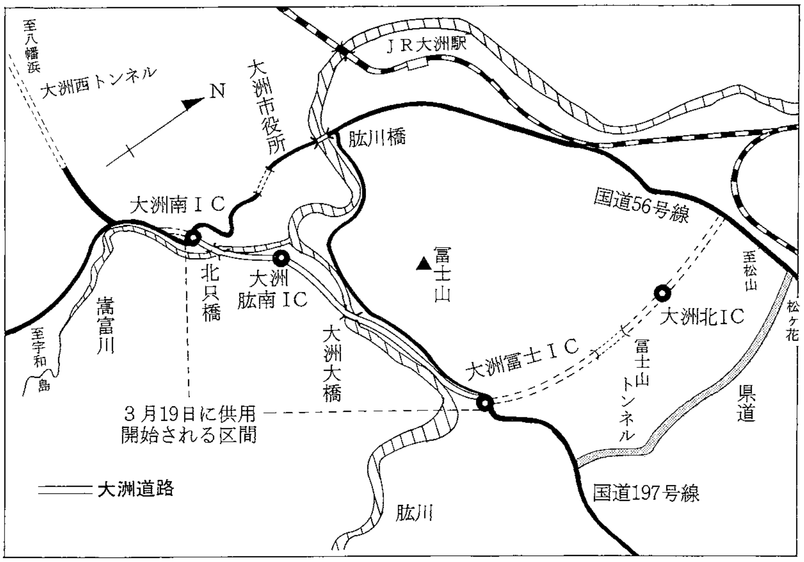

国道56号「大洲道路」一部供用開始

—3月19日から—

昭和六十一年度から建設の進められてきた一般国道56号「大洲道路」（北只〜東大洲）が、三月十九日から、一部供用開始されることになりました。

今回、供用開始する区間は、計画延長六・三キロのうち、北只（大洲南IC）から菅田（大洲富士IC）に至る三・一キロの区間です。

この道路は、将来、四国縦貫自動車道と連結される予定で、最終的には、幅員二十・五メートルの四車線道路となる予定です。

今回の供用開始で、これまで単に大洲市街地を素通りしていただけの交通は「大洲道路」に転換することとなり、現国道の交通渋滞が大幅に改善されるものと期待されています。

なお、この「大洲道路」は、四国の一般国道としては初めての「自動車専用道路」となります。このため、**歩行者、自転車、原動機付自転車**（一二五cc以下のオートバイ）は**通行できません**のでご注意ください。また、駐車・停車・転回（Uターン）・後退及び道路横断も禁止されています。故障などで車両を停車させるときは、非常駐車帯に入って止め、「非常電話」で、「警察」「消防」に連絡してください。

愛媛県議会議員選挙は4月7日(日)

今回の選挙は、九十年代前半の地方自治体の進路を決める大切な選挙です。私たち県民の一人ひとりが安心して政治をまかせられる適切な代表者を、きれいな選挙で選びましょう。

【投票日時】
四月七日（日）
午前七時〜午後六時

【投票資格】
○満二十歳以上の人（昭和四十六年四月八日以前に生まれた人）
○引き続き三ヵ月以上大洲市に住所がある人（平成二年十二月二十八日以前に、大洲市の住民基本台帳に登録されている人）

【不在者投票】
投票日に、やむを得ない事情で投票に行けない人は、前もって不在者投票をすることができます。ただし、その際には必ず印鑑を持参してください。

期間　三月二十九日〜四月六日
時間　午前八時三十分〜午後五時
場所　大洲市役所二階大ホール

※選挙に関するお問い合せは、大洲市選挙管理委員会まで。
☎㉔2111内線230

踏切事故を防ごう

—JR四国伊予大洲駅—

JR四国内では、昨年4月から今年1月末までの間に、38件もの踏切事故が発生しています。これらの事故のためになくなった人は11人、けがをした人も11人います。

事故を起してからでは遅すぎます。恐ろしい踏切事故を防ぐため、次のことに心がけてください。

○踏切では、必ず一時停止と左右の安全確認をする。
○警報機が鳴り出したら、絶対踏切内には入らない。
○踏切内でエンストや落輪をしないよう慎重に運転する。
○もしも踏切上で自動車が動けなくなったら、踏切非常ボタン・発煙筒・赤旗などを使い、列車を止める手配をする。
※列車を無事に止めたときは、損害金などの支払いは行っていただいておりません。

廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、今年四月一日現在の所有者に課税されます。新たに所有者になった人、所有者でなくなった人などは、早めに手続きをしてください。

▼原動機付自転車（総排気量が125CC以下）と小型特殊自動車については市役所税務課で、それ以外の車種については軽自動車協会又は陸運支局で手続きをしてください。

〈原付を他人に譲った場合〉
新旧それぞれの所有者の印鑑を持参のうえ、名義変更の手続きをしてください。届け出がないと、旧所有者に課税されます。

〈原付の車体を変更した場合〉
新しい車体番号を確認のうえ、車体変更の手続きをしてください。届け出がないと、自賠責保険の変更ができません。

〈所有者が死亡した場合〉
名義変更か廃車の手続きをしてください。

〈ナンバープレートや車体を紛失・廃棄した場合〉
事情を詳しく説明できる人が、印鑑を持参のうえ、税務課へお越しください。

〈転出・転入の場合〉
転出する時は、ナンバープレートを市へ返却し、新住所地で新たに受け取ってください。
転入の場合は、大洲市のナンバープレートを受け取る手続きをしてください（印鑑、車名、車体番号等が必要です）。

〈盗難にあった場合〉
まず、警察へ盗難届を提出し、その証明書と印鑑を持参のうえ、税務課へお越しください。

※軽自動車税には、月割課税制度がありませんので、四月一日を一日でも超えると、一年分の税金が課税されます。

詳しくは、税務課軽自動車税係へお問い合せください。
☎㉔２１１１内線２４３

固定資産課税台帳の縦覧

今年は4月1日から

固定資産税の課税のもとになる固定資産課税台帳の縦覧を、今年に限り、四月一日から二十日までに変更して実施します。例年は、三月一日から二十日の間で実施していましたが、平成三年度は評価替の年度にあたり、地方税法の一部改正が見込まれていますので、期間を変更したものです。

平成二年中に家屋を新・増築又は取り壊した人、また、土地・家屋の相続・贈与・売買などで所有権の変った人は、自分の資産が間違いなく登録されているか、この機会にぜひ確認してください。

なお、期間中の縦覧は無料ですが、必ず印鑑をご持参ください。

期間　平成三年四月一日～四月二十日
（ただし、土曜日の午後、日曜日は縦覧できません）
時間　午前八時三十分～午後五時
場所○肱南・久米・肱北・喜多地区の人：市役所税務課
○連絡所管内の人：各連絡所
○市内在住者で納税組合に加入していない人や市外在住者：市役所税務課

その他詳しくは、市役所税務課固定資産税係までお問い合せください。☎㉔２１１１内線２４５

農林公庫に新資金が誕生

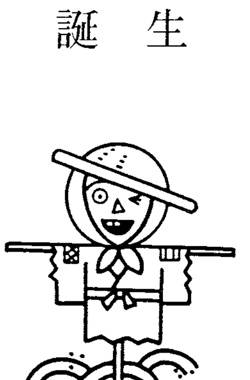

農林公庫に新しい資金「土地利用型農業経営体質強化資金」が誕生しました。

この資金は、土地や機械の取得といったモノ別の投資ではなく、農業経営そのものに着目することで、農業者の皆さんの自主性と創意工夫に基づく経営向上努力を、強力に支援していくという新しい仕組みの資金です。

【こんな人に】
米、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜、工芸農産物、飼料作物のどれかの部門で、農地等の取得又は利用権の設定による規模拡大を図ろうとする人

【こんなことに】
農地などの購入代金や利用権の設定の対価、農舎や農機具の建築費や購入費、農機具のリース料などの支払に利用できます。

【こんな条件で】
支払に必要な金額の八〇％まで。償還期間は二十五年以内（うち据置期間は三年以内）で、金利は年三・五％（用途によっては四・〇％）負担です。

※なお、詳しくは、農協、県信連、又は農林公庫までお問い合せください。

◎旧商工会議所新名称決まる

昨年十一月末日と締切に行った旧商工会議所の新名称募集に、市内外から九十点の作品が寄せられました。大洲市では、去る二月六日、名称選考委員会を開いて厳正な審査を行い、次のとおり、受賞作品を決定しました。（うち、**優秀賞を新名称として採用**）。（敬称略）

優秀賞　おおず赤煉瓦館（澄田芙美恵・大洲市大洲）
佳作○あさぎり会館（栗田初子・成能）○肱風館（立花達雄・中村）○大洲浪漫館（山本政司・大洲、山口貴美子・松山市）○大洲赤レンガ館（井門敬子・北条市）

たくさんのご応募、ありがとうございました。

異動シーズン
手続きを忘れずに

三月、四月は異動のシーズンです。転入・転出のときに必要な手続きをしておかないと、選挙で投票できなかったり、国民年金の給付が受けられなかったりします。

主な手続きは次のとおりです。必要なときは、早めに済ませておきましょう。

市役所への届け出

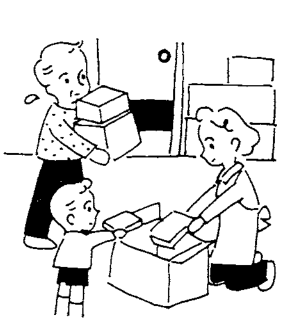

住民登録　住民基本台帳への記載などは、転入届を受理することから始まります。前住所地で転出証明書を受け取り、十四日以内に新住所地の市町村役場で転入届を済ませてください。

印鑑登録　印鑑登録証を返し、新住所地で新たに申請してください。

国民健康保険証　一度返し、新住所地で新たに申請します。母子家庭・零歳児・重度心身障害者医療及び、老人保健法による受給者証も一度返し、新住所地で新たに申請してください。

国民年金　新住所地で住所変更の手続きをしてください。

水道　転入・転出どちらの場合でも、事前に水道課へご連絡ください。

在学証明書　小・中学生がいる場合は、現在通学している学校で在学証明書などの書類を受け取り、転出先の小・中学校へ提出してください。

その他　児童手当関係では、所得証明書が必要な場合もあります。身体障害者手帳をお持ちの人は、新住所地の福祉事務所で、住所変更の手続きをしてください。

また、転出証明書交付後に、都合によって転出をとりやめた場合は、すぐにこの転出証明書を、もとの市町村役場に提出してください。

その他の届け出

運転免許証　住所変更の手続きは、新住所地の警察署で、自動車を所有している人は、陸運事務所で登録変更手続をしてください。転居先が県内と県外では手続きが違います。

郵便局　転居届を出しておくと、一年間は郵便物を転送してくれます。

その他　銀行への住所変更の届け出や、電気、ガス、電話などの変更や廃止の手続きをお忘れなく。

転入・転出に関するお問い合わせは市役所まで。☎㉔２１１１

―郵送による戸籍の請求―

戸籍謄・抄本を手紙で請求するときは、請求理由・誰のものが何通いるのか・本籍地・筆頭者氏名・請求者との関係・請求者の住所を明記の上、返信用封筒に切手をはり、料金を入れて請求してください。領収書と残金を添え送付します。

同和教育シリーズ　No.148

人権と同和教育

「識字運動と人権」（7）

国連は「国際識字年」を決議すると同時に九月八日を「国際識字の日」と決めました。今世界で文字を読み書きできない人々が、多数存在するという現実と、教育を受ける権利が、何人からも奪うことのできない権利であることを前提としています。しかも、今取り組まねば、十年後には非識字者をなくする手だてが無くなる、と考えられています。

ところで、世界の非識字者の現実は、一九八五年ユネスコの統計では（十五才以上の成人）八億八千九百万人で、成人人口に比して実に二七・七％になります。その内、男性は五分の一、女性は三分の一の非識字率となっています。

途上国における貧困や差別が、その大きな原因といわれていますが、先進国内にも識字問題は存在しているのです。また世界には、就学期の少年少女で、学校へ行けない子供達がいます。これは十五才を過ぎたら、確実に字の読めない大人になる予備軍なのです。その数は実に、一億人になるといわれています。また、ユネスコが集計中の最新統計によると、一九九〇年の非識字者は、世界で九億六千二百五十万人といわれています。これは世界最大の人口を持つ、中国の集計が修正された結果、非識字者数が増加したのです。

こうした識字問題が二十世紀最後の最大のテーマになったのは、いくら食糧援助をしても、教育が欠落している限り、問題の解決は永遠にないとわかったためです。文字が読めないと、貧困や搾取・差別につながるのです。例えば砂漠化の進むアフリカで、遊牧民が残り少い植物を家畜に与え、定住民が木を切り倒して燃料にしてしまうのも、初歩の科学知識が欠けているからです。このように、識字運動は、地球の環境保護にも深くかかわっているのです。

ユネスコが世界に要請している「国際識字年」の目標は、①二十一世紀までに非識字者をなくする運動を進める。②特に女性・子供を対象とした教育活動を展開する。③非識字者の認識を高める。④識字運動への人々の参加、国家間の協力と連帯を高める。⑤国連システム内での政府間・非政府間機関の協力を図る。以上の五点となっています。

この項続く。

旅の思い出 Vol.12
古都の旅

大洲青年会議所 菊池 真美

一月下旬、職場の研修会に参加して、京都・奈良へ旅をしました。今までにも京都は何度か訪れたことがありましたが、厳冬の旅は初めてでした。

四囲の峰々から吹き降ろす冷たい風の中、靴底をすりへらし、ヒールの釘が音をたてていました。伊予の小京都をいつも耳にしている私には、京都に対して何かしら郷愁を感じ、その景観にも雰囲気にも安らぎを覚えました。

京都ではいつも立ち寄る清水寺から産寧坂（さんねいざか）、二年坂へと足を運び、平等院、金閣寺、一年中鈴虫の声が絶えない鈴虫寺などを巡りました。途中乗り込んだタクシーの運転手さんたちは、京都のまちに誇りを持って、どの案内パンフレットよりも詳しく親切に案内してくれました。また、お寺の中を無作法に歩き回る観光客一人ひとりを穏やかな微笑みで見守っているお坊さんの姿を見て、本当にうれしくなりました。

奈良の法隆寺の猫は、丸々と太っていて、竜の彫物と並んでひなたぼっこ。東大寺では、鹿と焼きイモを取り合い、大仏様を見上げすぎて立ちくらみを起しました。

観光づれした人たちの中にあって、サービス精神に徹したタクシーの運転手さん、周りの人たちに温かい思いやりをもって静かに見守るお坊さん、そういう人たちが京都や奈良を支えているのだなあと思いました。

冬の京都・奈良は、静かなたたずまいが、他の季節にない魅力でした。

奥さん訪問

No. 114

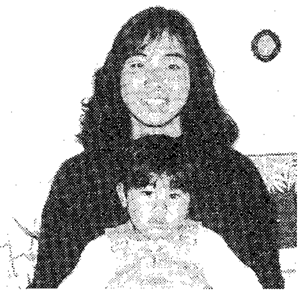

梅原ルミさん

（野佐来・23歳）

優しい人が多いですね

▼出身は高知県宿毛市です。

▼主人とは一本松町の職場で知り合い、昭和六十三年に結婚。それから大洲へやって来ました。

▼こちらへ来た頃は、朝霧が深いのにびっくり。宿毛の実家は、海岸線から車で五分くらいの所でしたから、山に囲まれたこちらの景色には違和感がありました。

▼大洲では言葉の頭に〝お〟を付けることが多いですね。〝おつくばみ〟〝おいきた〟などの言葉は、意味がわかりませんでした。でも、最近実家へ帰ると、「言葉使いが変わったね」と言われますから、だいぶ大洲の言葉に染まってきたんじゃないでしょうか。

▼料理の味付けは、全体的に大洲の方が甘がらい感じがします。いもたきなども甘すぎる気がして、最初はなじめませんでした。

▼こちらは言葉使いが優しいように、実際優しい人が多いですね。

▼息子（智也くん）はまだ二歳です。松山あたりへは、よく一緒に出かけるんですが、もう少し大きくなったら、家族で旅行に出かけたいと思っています。

▼市に一つだけお願いしたいのですが、子供たちのための公園整備をもう少し充実させてください。

国民年金保険料
四月から九千円に

国民年金の保険料が、四月から月額九千円になります。国民年金（基礎年金）は、保険料と国の負担（年金額の三分の一）で支えられています。

国では、長期的な収支のバランスと被保険者の負担を配慮して、毎年保険料の見直しをしています。

皆さんの負担は増えますが、国民年金は、お互いの助け合いで成り立つ公的年金で、老後や障害者などの生活の大きな支えとして、大切な役割を果しています。

【保険料の前納制度】

一年分の保険料を前納することもできます。前納すると、年二千六百十円割り引かれ、毎月納める手数もはぶけます。

新たに前納制度を利用したい人は、三月三十日までに、市民課国民年金係まで申し込んでください。

☎㉔2111内線256・257

新刊図書案内

図書館

書名	著者
一冊で愛の話題作100冊を読む	酒井茂之著
法隆寺の謎を解く	高田良信著
足利尊氏	松崎洋二著
人物歳時記	今泉正顕著
思い出の昭和天皇	秩父宮妃勢津子他著
美智子皇后	河原敏明著
サダム・フセイン	J・ミラー他著
中国は崩壊する	滝谷二郎著
欧州共同の家	篠田雄次郎著
製造業は永遠です	牧野 昇著
うちの子が、なぜ	佐瀬 稔著
続どろんこのうた	仲野 猛編
ホーキングの最新宇宙論	S・W・ホーキング著
たびだす'91	日本交通公社
山男にみる生き方の研究	A・アルヴァレズ著
松田優作	山口 猛著
王朝びとの生活ノート	荒井光三他著
悲しがる君の瞳	銀色夏生著
抜討ち半九郎	池波正太郎著
覇道の鷲毛利元就	古川 薫著
微熱	赤川次郎著
暗黒凶像	森村誠一著
N・P	吉本ばなな著
影絵	渡辺淳一著
賢人たちの世界	城山三郎著
遅れてきたランナー	灰谷健次郎著
女のことわざ辞典	林真理子著

カメラ スケッチ

新春に催す

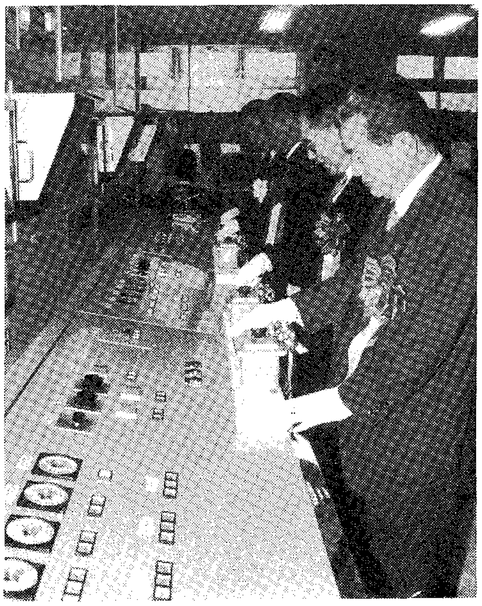

◀1.21
試運転開始　＝環境センター＝

大洲市と長浜町が共同で建設を進めていた「環境センター」が完成し、１月21日、関係者60人が出席して火入れ式が行われました。センターの処理能力は１日60トンで、年間約11,000トンの可燃物を処理します。

今後、センターでは３月末まで試験操業した後、４月から本格稼働の予定です。

◀1.6　七草がゆ歩こう会

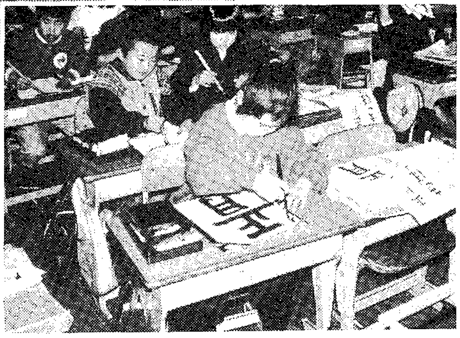

1.5▶　新春書き初め会

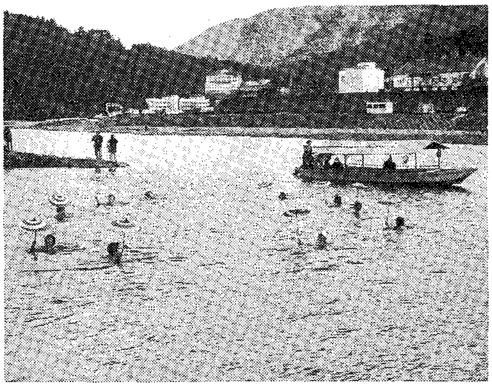

▲1.15.

成人の日を祝う、寒中水泳大会も今年で37回目。多くの人でにぎわいました。

▼中学校統合

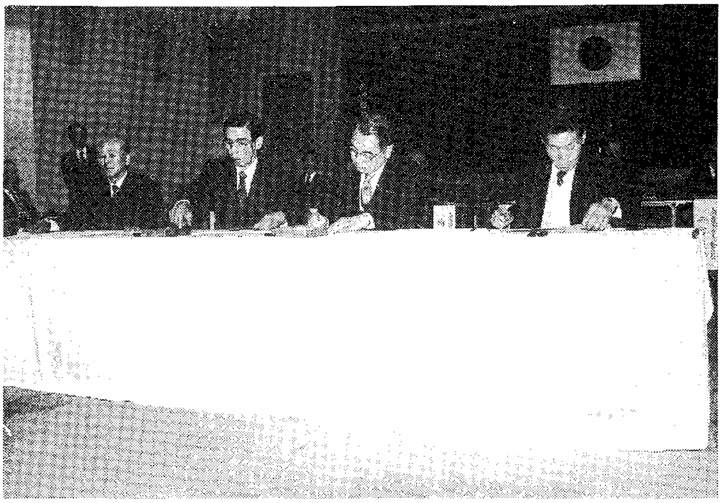

昨年十二月の蔵川中学校と肱東中学校との統合決定に続き、柳沢中学校と新谷中学校との今春統合が正式決定し、一月二十一日、新谷公民館で両校区代表が覚書に調印しました。

柳沢校区は、生徒数減少で学校規模の適正化が必要となり、五十回以上にわたって統合問題を協議してきました。その結果、昨年十二月の柳沢中統合委員会で、四月一日の統合が正式に決まったものです。

新谷中学校は、現在、三月完成を目指して新校舎の建設を急いでいますが、統合後の新校名も新谷中学校と決定されました。このほか、この日調印された覚書には、市による通学バスの運行、積雪時の宿泊措置などが盛り込まれています。

１月末までの大洲市内の交通事故

	１月末現在	昨年同期
件　数	１１	２２
負傷者	１９	３５
死　者	０	０

保健センターだより　☎㉔3775

乳幼児健康診断

実施日	該当者
3月5日(火)	平成2年10月生※
3月12日(火)	平成2年7月生※
3月14日(木)	平成元年8月生
3月19日(火)	平成2年4月生※
3月26日(火)	昭和63年2月生

※は肱南・肱北地区のみ

受付時間　13時～13時30分

実施場所　大洲市保健センター

持参品　母子健康手帳

健康相談

日時　3月13日と3月27日
9時30分～12時、13時～15時

場所　市役所二階会議室

休日急患診療

日	医療機関	電話
3月3日(日)	松尾産婦人科(中村)	☎㉔5803
	大洲中央病院(東大洲)	☎㉔4551
3月10日(日)	池田泌尿器科(東大洲)	☎㉔3100
	大洲中央病院	☎㉔4551
3月17日(日)	清家産婦人科(東大洲)	☎㉔6868
	大洲中央病院	☎㉔4551
3月21日(木)	泉内科(東大洲)	☎㉔6407
	大洲中央病院	☎㉔4551
3月24日(日)	松元産婦人科(中村)	☎㉔3067
	大洲中央病院	☎㉔4551
3月31日(日)	石川内科(若宮)	☎㉔3306
	大洲中央病院	☎㉔4551

献血のお知らせ

次のように採血車が巡回しますので、ご協力をお願いします。

実施日	場所	時間
3月7日(木)	八幡浜地方局大洲出張所	9時30分～12時
	市立大洲病院	13時～16時

歯科相談(大洲保健所)

実施日	内容
3月20日(水)	成人歯科相談
3月27日(水)	乳幼児歯科相談

受付時間　13時からです。前もって電話連絡をお願いします。
☎㉔3165

まごころのおくりもの

(敬称略)

金一封(一年間のこづかいを預託)　平野町　谷本　啓美
　平野町　谷本　啓二

金一封(寄付金)
大洲ライオンズクラブ　平田　弘

金一封　五　郎　大野　久夫

金一封(寄付金)　菅田町
フチモト住宅産業㈱　ダスキン愛の店　愛の輪一同

金一封(おかげ様運動寄付金)
　西山根　大禅寺花園会

金一封　中　村　立花　達雄

金一封(平野地区社協へ)(指定配分)
　平野町　上野　浩樹

金一封(三善地区社協へ)
　東宇山　弘岩キヨミ

金一封(寄付金を新谷地区社協へ)
　新谷町　西山　義範

金一封(平野地区社協・平野公民館・野田鶴寿会へ)　平野町
　鎌田　幸一

金一封(柳沢地区社協へ)
　柳　沢　宮田　秀雄

金一封(肱南地区社協と市社協へ)
　柚　木　森本　稔

金一封(八多喜公民館へ)
　八多喜町　笹尾　延子

金一封(柳沢地区社協へ)
　広島市　佐田　邦寿

あたたかい善意をありがとうございました。感謝をこめて掲載させていただきます。
　大洲市社会福祉協議会

後　期

先日、コミュニティー関係のフォーラムに参加し、新しいまちづくりの実態に精通した先生の講演を聴いてきました。東京都内、オフィスジャングルを抱える千代田区などでは、オフィスの増加で、地元で生活する住民の数が激減するという事態が発生しているとか。昼間しか人のいない街、人の生活の存在しない街、そういう街が増えつつあるのだそうです。

人間社会の基本は「人と人とがふれあいながら、より素晴らしい生活空間を築いていくこと」ではないでしょうか？現代社会の方向性はこれでよいのだろうかと、感じさせられました。　(た)

相談ごと案内

いずれも無料です。気軽にご利用ください。

▶**交通事故相談**
と　き　3月8日　10時～15時
　　　　3月20日　〃
ところ　市役所　3階会議室

▶**人権相談**
と　き　3月20日　13時～16時
ところ　社会福祉協議会事務局

▶**法律相談**
と　き　3月5日　13時～16時
ところ　社会福祉協議会事務局

▶**心配ごと相談**
と　き　3月1,11,20,25日
　　　　13時～16時
ところ　社会福祉協議会事務局

▶**家庭児童相談**
と　き　毎日の執務時間中
ところ　大洲市福祉事務所

▶**行政相談**
と　き　3月19日　9時～12時
ところ　市役所2階会議室
急ぐ時は☎㉔3794（玉木）まで

▶**社会保険相談**
と　き　3月5,25日10時～16時
ところ　大洲商工会議所
担　当　松山西社会保険事務所

▶**栄養士による健康相談**
と　き　3月28日　13時～15時
ところ　大洲市保健センター
対　象　40歳以上の人

▶**何でも相談**
と　き　毎日の執務時間中
ところ　大洲隣保館☎㉔6100
　　　　大洲福祉会館☎㉕0947

▶**不動産無料相談**
と　き　3月15日　9時～16時
ところ　宅建協会大洲支部
　フヂエダ花店2階、常磐町4